

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団会長・役員名簿

(平成30年5月1日現在)

区 分	名 前	役 職 名
会 長	あさと まさとし 安里 昌利	一般社団法人沖縄県経営者協会会長
理 事 長	とみかわ もりたけ 富川 盛武	沖縄県副知事
常務理事	またよし たみと 又吉 民人	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団常務理事兼事務局長
理 事	おおしろ まなぶ 大城 學	国立大学法人琉球大学法文学部前教授
理 事	ご や もりあき 呉屋 守章	公益社団法人沖縄県工業連合会会長
理 事	そばた けんじ 傍田 賢治	日本放送協会沖縄放送局局長
理 事	まつもと てつじ 松本 哲治	浦添市長
理 事	まじきな せいけん 眞境名 正憲	一般社団法人伝統組踊保存会会長
理 事	なかだ みかこ 仲田 美加子	沖縄県文化協会会長
理 事	かでかる たかお 嘉手苺 孝夫	沖縄県文化観光スポーツ部長
理 事	にしつのい まきひろ 西角井 正大	日本民俗芸能協会会長
理 事	みすみ はるお 三隅 治雄	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員
理 事	たいら ちようけい 平良 朝 敬	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長
理 事	とうやま けんいち 當山 憲一	沖縄県商工会連合会会長
監 事	ふくじ つぐお 福治 嗣夫	那覇商工会議所専務理事
監 事	たまき よしあき 玉城 義昭	一般社団法人沖縄県銀行協会会長

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団評議員名簿

(平成30年5月1日現在)

区 分	名 前	役 職 名
評 議 員	おそだ まさのり 襲田 正徳	元内閣府審議官
評 議 員	いは くにひこ 伊波 邦彦	沖縄県市長会事務局長
評 議 員	とよひら よしたか 豊平 良孝	株式会社沖縄タイムス社代表取締役社長
評 議 員	こじま よしゆき 小島 璦禮	国立大学法人琉球大学名誉教授
評 議 員	しまだ せいいち 島田 精一	学校法人津田塾大学理事長
評 議 員	しらいし ひろゆき 白石 弘幸	琉球放送株式会社代表取締役会長
評 議 員	にしえ きしゆん 西江 喜春	国指定重要無形文化財「組踊音楽歌三線」保持者
評 議 員	やまざと かつのり 山里 勝己	公立大学法人名桜大学学長
評 議 員	ふじた ひろし 藤田 洋	公益社団法人日本演劇協会専務理事
評 議 員	みやぎ のうほう 宮城 能鳳	国指定重要無形文化財「組踊立方」保持者
評 議 員	とみた じゆんいち 富田 詢一	株式会社琉球新報社代表取締役社長
評 議 員	にしむら さとし 西村 聡	浦添商工会議所会頭
評 議 員	くぼた けんじ 久保田 憲二	沖縄テレビ放送株式会社代表取締役社長

V 予 算

平成29年度における公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の収支予算は、事業の区分に応じて次の三つの会計により処理している。

＜公益目的事業会計＞ (単位：千円)

収入予算額		支出予算額	
基本財産運用益	328	公演事業費	112,167
公演事業収益	39,497	劇場運営事業費	482,497
管理運営受託収益	558,552	(うち退職給付費用)	2,113
研修事業収入	579	(うち職員給与)	166,668
施設使用料収入	41,100	調査養成事業費	64,632
公演等受託事業収益	2,938	文化プログラム関係費	12,707
受取補助金等	10,000	一般事業費	640
受取負担金	9,150		
受取協賛金等	400		
受取寄付金等	3,300		
雑収益	2,183		
一般正味財産	4,616		
合 計	672,643	合 計	672,643

＜収益事業等会計＞ (単位：千円)

収入予算額		支出予算額	
管理運営受託収益	321	公演事業費	5,891
施設使用料収入	5,570	他会計振替額	0
合 計	5,891	合 計	5,891

＜法人会計＞ (単位：千円)

収入予算額		支出予算額	
管理運営受託収益	96,741	管理費	96,741
		(うち職員給与)	57,113
合 計	96,741	合 計	96,741

VI 諸規定等

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県浦添市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて国立劇場おきなわ等の施設において組踊等沖縄伝統芸能の公開等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 組踊等沖縄伝統芸能等の公開に関すること。
- (2) 組踊の立方、地方の伝承者養成に関すること。
- (3) 組踊等沖縄伝統芸能等に関する調査研究、資料収集・利用に関すること。
- (4) 伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に関すること。
- (5) 国立劇場おきなわの施設の管理運営及び劇場施設の利用に関すること。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、沖縄県で行い、必要に応じて県外で行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の公益目的事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行時の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用については、適切かつ効率的な取扱を旨として、理事長が行うものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 この定款に定めるもののほか、財産の管理・運用に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般に閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。また、毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと

もに、定款を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員 10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに揚げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに揚げる者の配偶者

へ ロからニまでに揚げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合

計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又管理人)又は業務を執行する社員であるもの

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)であるもの

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規程の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(任 期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第12条に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して各年度の総額200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構 成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の中から互選によって定める。

(権 限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから指名した2名並びに出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(会長)

第22条 この法人に会長1名を置く。

- 2 会長は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

- 3 会長の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 会長の報酬等は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 5 会長は、必要に応じて評議員会等に出席できる。

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内

- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(5) 業務執行に関する規程の制定、変更及び廃止

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解 散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は 合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公 告)

第39条 この法人の公告は、当財団の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 職員

(職 員)

第40条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は理事会で選任及び解任する。

3 職員は、有給とする。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は上原良幸とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

襲 田 正 徳
翁 長 雄 志
島 田 精 一
岸 本 正 男
小 島 瓊 禮

波照間 永 吉
湧 川 昌 秀
山 田 節 子(玉 城 節 子)
藤 田 洋
徳 村 正 吉(宮 城 能 鳳)
富 田 詢 一
湧 川 善 充

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団施設使用規程(抄)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場おきなわの施設使用に関する規程に基づき、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下「財団」という。)が国立劇場おきなわの施設を一般の使用に供する場合における当該供用に関し必要な事項について定めるものとする。

(一般の使用に供する施設)

第2条 国立劇場おきなわの施設で一般の使用に供するものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大劇場
- (2) 小劇場
- (3) 大稽古室
- (4) 中稽古室
- (5) 小稽古室
- (6) 試写・視聴室
- (7) 録音スタジオ
- (8) 講義室
- (9) 研修室
- (10) 交流プラザ
- (11) 前各号の施設に付随する施設、設備及び備品

第2章 使 用

(使用の手続き)

第3条 前条に掲げる施設（以下「劇場施設」という。）の使用を希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ第10条に定める申込書をもって財団に申し込み、財団の承諾を得なければならない。

（使用目的の種別）

第4条 大劇場及び小劇場の施設（以下「大劇場等施設」という。）の使用申込みについては、財団は、次の各号に掲げる使用目的の種別に応じ、その内容について検討の上、次条から第8条までに掲げる条件に適合し、かつ、第9条に掲げる条件に照らして差し支えないと認められるものにつきその使用を承諾することができる。

- (1) 公開による沖縄伝統芸能その他の芸能の上演（以下「第一種」という。）
- (2) 非公開による沖縄伝統芸能その他の芸能の上演（以下「第二種」という。）
- (3) 芸能に関する式典、講演会及び講習会並びに公的式典（以下「第三種」という。）
- (4) その他の催し（以下「第四種」という。）

2 前項第2号及び第3号の場合において、有料の入場券その他名称のいかんを問わず、不特定多数の者に入場を許すための票券を発行して開催するものは、第一種とみなす。

3 録画又は録音の目的をもってする催しのための使用は、公開のものは、第一種、非公開のものは、第二種とみなす。

（第一種の使用目的）

第5条 第一種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 伝統芸能の公開で、その演目及び公演内容が、大劇場等施設において上演するにふさわしいもの
- (2) 過去に上演実績を持つ現代舞台芸術の公演で、その芸術的水準が特に高いと認められるもの
- (3) 上記以外の舞台芸術の公開等で、我が国の芸能の発展に寄与し、かつ芸術的に秀れていると認められるもの、又は国際交流に役立ち、かつ文化的意義があると認められるもの

（第二種の使用目的）

第6条 第二種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 研修を目的とする伝統芸能の上演で、その保存及び振興に役立つもの
- (2) 伝統芸能以外の芸能の上演で、教育的意義が大きいもの

（第三種の使用目的）

第7条 第三種は、次の各号の条件の一に該当するものとする。

- (1) 国又は公共団体等の主催による芸能に関する公的式典など

- (2) 伝統芸能の普及及び理解に役立つ講演会又は講習会等の催し
- (3) 国又は公共団体等の主催による公的式典等で、その内容が大劇場等施設において催すにふさわしいもの

2 前項において、式典又は講演会、講習会等とともに沖縄伝統芸能その他の芸能の公演が行われる場合は、公演内容により第一種、第二種又は第四種を適用するものとする。

(第四種の使用目的)

第8条 第四種は、前3条に該当するものを除く催しであって、財団の業務に支障のないものとする。

(使用の承諾をしない場合)

第9条 劇場施設使用の申込みで、次の各号の一に該当する事由があるものは、これを承諾しない。

- (1) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれに反対することを目的とする催しのための使用であるとき。
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる使用であるとき。
- (3) 使用の目的が、国立劇場おきなわの設立の目的に違反すると認められるとき。
- (4) その他劇場施設の管理運営上、使用させることが適当でないと認められる使用であるとき。

(予約申込み)

第10条 希望者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書を財団に提出しなければならない。

- (1) 次条の規定に基づき大劇場等施設の使用を希望する場合

別記第1号様式

- (2) 第14条の規定による申込みを行う場合

別記第2号様式

- (3) 大劇場等施設の使用に付随して附属施設の使用等を希望する場合及び第2条第3号から第10号までの施設の使用を希望する場合

別記第3号様式

- (4) 劇場施設に付随する設備及び備品の使用等を希望する場合

別記第4号様式

2 前項第2号の申込みについては、その使用目的が沖縄伝統芸能その他芸能の上演である場合は、別記第5号様式による使用計画書を添付しなければならない。

(予約申込書の受付期間)

第11条 財団は、大劇場等施設の使用について、事業年度ごとに受付期間を定めて、前条第1項第1号で定める申込書で受け付けるものとする。

(内諾の通知)

第12条 財団は、前条により施設の使用申込みを受けた場合は、財団の自主公演又は他の申込みとの間の日程調整を行い、使用日を定めて希望者に内諾の通知を行うものとする。

(使用申込書等の提出)

第13条 使用の内諾を得た者は、財団が内諾の通知をした日から1ヶ月以内に第10条第1項第2号に定める申込書及び同条第2項に定める使用計画書を財団に提出するものとする。

2 前項に定める期限までに申込書を提出しない場合には、財団は、内諾を取り消すことができる。

(受付期間終了後の申込み)

第14条 財団は、第11条に定める受付期限後においても、使用予定のない日について、第10条第1項第1号で定める申込書で受け付けることができる。

2 財団は、前項により予約の申込みを受けた場合においては、第12条の規定に基づき、内諾の通知を行うものとする。

(使用の承諾)

第15条 財団は、第13条の規定に基づき提出された申込書等が、第11条又は前条の規定に基づき提出された申込書と内容に相違がなく、かつ、第21条に定める予約保証金が納付されたことを確認した後、その使用を承諾するものとする。

2 前項の承諾は、第13条第1項の規定により提出された申込書に財団の印を押印することによって行う。

(付随施設等の使用予定のない日の受付)

第16条 財団は、他の使用予定がない場合に第10条第1項第3号又は第4号に定める申込書を受け付けることができる。

(使用条件の遵守)

第17条 劇場施設の使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、誠実に運営財団の定める使用の条件に従わなければならない。

(付随施設等の使用)

第18条 使用者は、大劇場等施設の使用に付随して、次の各号の施設及び設備を使用することができる。

(1) それぞれの大劇場等施設に付属するホワイエ

(2) 特別室。ただし、使用の都度、財団の承諾を受け、その承諾された時間内に限る。

- (3) それぞれの大劇場等施設に付属する楽屋、着付・床山室、小道具室、浴室等
- (4) 大道具製作室とその関係諸室
- (5) 舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置ならびに、これらの装置に含まれる器具用具類 ただし、特別に規定するものについては、この限りでない。

2 前項第3号の施設の使用については、同日に、他に劇場施設を使用する者のあるとき、財団の指示するところにより、その使用部分を制限することがある。

3 第1項第4号の施設の使用については、財団に大道具の製作及び操作を委託する場合に限る。

(職員の協力)

第19条 前条の使用者は、次の各号の職員の協力を受けることができる。

(1) 入場券の点検、大劇場等施設内の案内及び放送に従事する職員。ただし、人員数の限度については、次表のとおりとする。

区 分	大劇場で協力する場合	小劇場で協力する場合
入場券の点検に関する職員	1人	1人
案内に関する職員	3人	1人
放送に関する職員	1人	1人

(2) 舞台機構、照明装置及び音響装置の操作に従事する技術職員。ただし、人員数の限度は、次表のとおりとする。

区 分	大劇場で協力する場合	小劇場で協力する場合
舞台機構に関する職員	3人	2人
照明装置に関する職員	3人	1人
音響装置に関する職員	3人	1人

2 入場券の販売又は前項に掲げる人員数の限度を超える技術職員についても協力を受けることができる。ただし、この場合別表使用料表13及び14に規定する料金をそれぞれ納付しなければならない。

3 使用者は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、次の各号について、職員の技術協力を受けることができる。ただし、この場合使用者は、別表使用料金表15に規定する料金を納付しなければならない。

- (1) 舞台進行（舞台監督等の業務）
- (2) 舞台美術デザイン（プラン）
- (3) 照明デザイン（プラン）
- (4) 音響デザイン（プラン）
- (5) その他

- 4 使用者が、前項の規定により技術協力を受ける職員について、公演本番、仕込・稽古、打ち合わせのため、劇場施設内外の立ち会いを希望する場合は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、職員の協力を受けることができる。ただし、この場合財団が職員の協力又は技術協力を行う必要上、劇場施設内において行う使用者との打ち合わせを除き、別表使用料金表16に規定する料金を納付しなければならない。また、第1項第2号の規定により協力する職員について、使用者が仕込・稽古、打ち合わせへの立ち会いを希望する場合も同様とする。
- 5 使用者は、財団が業務に支障があると認めた場合を除き、財団に大道具の製作及び操作を委託することができる。ただし、この場合使用者は、別表使用料金表17に規定する料金を納付しなければならない。

第3章 使用料等

(使用料等)

第20条 財団は、使用者から別表使用料表に定める使用料、受託料等及び協力料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

(予約保証金の納付)

第21条 大劇場等施設の利用者は、財団の定める期日までに使用料の一部として別表使用料表1から3までに定める使用料の5割相当額を予約保証金として納付しなければならない。

(使用料等の納付)

第22条 使用者は、使用料等（前条の適用を受ける者は、予約保証金を差し引いた額）を使用日までに納付しなければならない。

(時間超過使用等及び追加使用)

第23条 使用者が、施設等の使用に際し、当初予定の使用計画を変更して、施設の使用時間を延長し、又は用具等を追加して使用した場合の超過又は追加部分にかかる使用料等は、使用日の当日中に財団に納付しなければならない。

(使用料等の減額等)

第24条 財団は、次の一に該当する場合には、第20条の規定にかかわらず、使用料等の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 財団の設立の目的に照らし、特に必要と認めたとき。
- (2) 使用の目的及び方法により特に必要と認めたとき。

(使用日の変更、使用の取消等)

第25条 使用者が、使用を取り消し、又は使用日その他の条件を変更しよう

とするときの使用料等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 使用者が、使用を取り消した場合は、予約保証金は返還しない。
- (2) 前号の規定による措置のほか準備等に要した実費を追加徴収する。
- (3) 使用者が使用日の変更を申し入れ、その承諾を得た場合は、当初に予定した使用日につき、すでに納付された予約保証金を徴収し、変更後の承諾された使用日に関しては、新たに申込みをしたときと同様の取扱いとする。

2 天災その他の事由により、使用者の責によらずして使用が不可能になったとき、又は財団の行う工事その他の事由により使用を中止する必要を生じたときは、徴収した使用料等は返還する。

3 第30条の規定により、使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときは、徴収した使用料等は返還しない。ただし、同条第4号の事由による場合にあつて、徴収した使用料等の全部又は一部を返還することがある。

第4章 使用の条件

(使用権の譲渡の禁止)

第26条 使用者は、理由のいかんを問わず、使用権を第三者に譲渡し、又はこれを他に転貸してはならない。

(施設・設備の付加、変更)

第27条 使用者は、劇場施設に特別の施設を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、財団の承諾を受けたときは、この限りでない。

(使用方法等の事前打合わせ)

第28条 使用者は、施設等の使用方法等について、財団と事前に打合せをしなければならない。ただし、財団において必要でないとき認めるときは、この限りではない。

(物品の販売の禁止)

第29条 使用者は、劇場施設内において、財団の許可を受けることなく入場者等に物品を販売してはならない。

第5章 使用の取消し等

(使用の取消し等)

第30条 使用者において、つぎの各号の一に該当する事由があるときは、財団は、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用申込書に虚偽があつたとき。

- (2) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は財団の行う指示に従わないとき。
- (4) その他使用させることが適当でないと考えられるとき。

(免 責)

第31条 前条の規定により使用者が使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより、使用者が損害を受けた場合においても、財団は、その損害を賠償する責任を負わない。

(延滞料の徴収)

第32条 財団は、この規程により定められた期日までに使用料等の納付がない場合は、その期日の翌日から起算して日歩三銭の割合で延滞料を徴収する。

(原状回復)

第33条 使用者が使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。第30条の規定により、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、財団がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第34条 使用者が施設を使用することによって、財団の施設、設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められたときは、財団は、賠償額を減額し、又は賠償を免除することができる。

2 使用者が前条第2項の費用又は前項の賠償金を納付しない場合において、返納すべき使用料等がある時は、その全部又は一部をこれにあてることができる。

第6章 補 則

(補 則)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、理事長が定める。

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団伝統芸能伝承者養成研修規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下「財団」という。)における伝統芸能の伝承者(以下「伝承者」という。)を養成するための研修(以下「研修」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 研修を受けようとする者は、特別の事由のない限り、研修を修了した後、それぞれ伝承者として就業する者でなければならない。

(研修の種別、細目)

第3条 研修の種別及び細目は次のとおりとする。

(1) 種別：組踊

(2) 細目：立方、地方(三線、太鼓、笛、胡弓、箏)

(研修の対象、内容)

第4条 研修は、原則として、沖縄伝統芸能に関する素養を有する者を対象とし、伝承者としての基礎研修を行うものとする。

2 理事長は、前項の研修のほか、現に基礎研修を修了した者等の技芸の向上を図るため、専門研修及び既成者研修等を実施することができる。

3 前項の実施に必要な事項については、別途定める。

(研修課程、期間)

第5条 研修については、基礎研修課程を置き、期間は3年とする。

(募集)

第6条 研修生募集の細目、員数及び方法に関する事項は、それぞれ芸能分野の実情等を考慮し、研修期ごとに定める。

(試験・審査、研修生)

第7条 研修志望者については、実技、作文、面接及び健康診断等の選考試験を行い、これに合格した者を研修生とする。ただし、特別な事由により、この選考試験による必要がないと認められる場合については、書類選考等の方法によることができる。

2 研修生については、研修の開始後6ヶ月以内に、適性審査を行い、これに不合格となった者は、研修生の身分を失うものとする。

(研修内容の細目)

第8条 研修は、主として実技、講義及び発表会等の形式によるものとし、履修科目及び日時数等の研修の細目に関する事項については、研修期ごとに理事長が定める。

(講師)

第9条 研修生を教育指導するための講師は、当該分野の実演家又は学識経験者の中から理事長が委嘱する。

2 前項の講師は、非常勤とする。

(受講者)

第10条 理事長は、研修生以外の受講志望者を受講者とすることができる。

2 前項の受講者は、受講料を取ることができる。

3 前各二項の取扱いに関し、必要な事項については、別途定める。

(懲戒)

第11条 理事長は、研修を行う上で、やむをえないと認めるときは、研修生

に除籍、受講停止及び訓戒の懲戒を加えることができる。

(奨励制度)

第12条 理事長は、別に定めるところにより、研修生に対し、技芸の習得を円滑に行うための必要な資金として、伝統芸能伝承奨励費を貸与することができる。

(研修修了)

第13条 理事長は、所定の研修を修了した研修生に、研修修了証書を交付する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (略)

独立行政法人日本芸術文化振興会法(抄)

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能(第十四条第一項において「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術(同項において「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十四条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための

活動

- 二 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。
 - 三 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。
 - 四 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。
 - 五 第二号の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
 - 六 前各号の業務に附帯する業務
- 2 振興会は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第二号の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団要覧

平成29年度

発行／編集 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号

TEL: (098) 871-3303 FAX: (098) 871-3322

発行年月 平成29年 月
